

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、2015 アジェンダ・コンサルテーションのプロセスを開始する意見募集を公表

目次

- ・なぜ本意見募集が公表されたか？
- ・本意見募集の内容は何か？
- ・コメント期間

本 IFRS in Focus は、一般のコメントを募集するため 2015 年 8 月に公表された「意見募集：2015 アジェンダ・コンサルテーション」（「本意見募集」）を要約したものである。

要点

- ・IASB は、将来の作業プログラムの戦略的決定および全体的バランスに係る広範な一般のインプットを求めため、本意見募集により第 2 回アジェンダ・コンサルテーションを開始した。
- ・本協議文書において IASB は、基準設定およびリサーチ・プログラムの設置に対して、その証拠に基づくアプローチを説明している。
- ・IASB は、作業計画表における前回のアジェンダ・コンサルテーションからの進展を説明するとともに、現在の作業計画表について議論している。さらに 2015 アジェンダ・コンサルテーションが対象とする期間において見込まれる作業計画表の変更についても触れている。
- ・また IASB は、各アジェンダ・コンサルテーションの間隔を 3 年から 5 年に延ばすことを提案している。
- ・本意見募集に対するコメントは、2015 年 12 月 31 日が期限である。

なぜ本意見募集が公表されたか？

IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックは、IASB に、IASB の作業計画について 3 年ごとに公開協議を実施することを求めている。2015 年のプロセスを開始するにあたって、将来の作業プログラムの戦略的決定および全般的なバランスに係る広範な一般のインプットを求めため、IASB は本意見募集を公表した。回答は、IASB が、本アジェンダ・コンサルテーションの最終決定（2016 年中盤）から、次回のアジェンダ・コンサルテーションの開始（2020 年中盤）までの期間の優先順位を設定する一助となる。IASB のテクニカルなアジェンダ以外の活動として、IFRS 財団の評議員会は、2015 年 7 月に意見募集「組織構造およびその有効性に関する IFRS 財団評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」を別途公表した。IASB 議長は本意見募集の序文において、利害関係者に対して上記 2 つの公開協議を合わせて検討することを推奨している。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

本意見募集の内容は何か？

IASB の基準設定アプローチ

2011年と2012年に実施された前回のアジェンダ・コンサルテーションの結果、IASBは、より明確に証拠に基づく基準設定に対する新アプローチを導入した。これを達成するためIASBは、基準設定活動を開始する前に、変更の必要性に係る証拠を提示するためのリサーチ・プログラムを導入した。その結果、作業計画表は現在、リサーチ・プロジェクト、基準レベルのプロジェクト、および維持管理・適用プロジェクトに分類されている。

リサーチ・プロジェクトは、ディスカッション・ペーパーおよびリサーチ・ペーパーの公表につながるものであり、あるプロジェクトがリサーチ・アジェンダに取り上げられるのには比較的低いハードルが設けられている。IASBはあるプロジェクトにつき、基準設定プログラムに直接追加するための十分な証拠がある場合、リサーチ・フェーズを省略することができる。その際の証拠は、適用後レビューまたはIFRS解釈指針委員会の作業により提供されることがある。

基準レベルのプロジェクトは、問題が適切に定義されており、適用可能で高品質の解決策が入手可能であるという十分な証拠がある場合にのみ開始される。プロジェクトが基準レベルに移動することで、IASBは定義された問題に対して活動を開始することを提案する。

維持管理・適用プロジェクトは、現行の基準に軽微な修正を行うプロジェクト(「狭い範囲のプロジェクト」)または現行の基準の正式な解釈指針を公表するプロジェクト、および適用後レビューを含んでいる。IFRS解釈指針委員会が、解釈指針や現行のIFRSに対する狭い範囲の修正では対処できないほど広範に及ぶ問題を識別した場合には、IFRS解釈指針委員会は当該問題をIASBに託すことが多い。適用後レビューは、すべての新基準およびすべての主要な改訂について求められ、新しい要求事項が国際的に2年間適用された後に実施される。適用後レビューによる発見事項は、通常フィードバック文書に要約される。IASBは関係者に対して、IASBやIFRS解釈指針委員会が適用支援の適切な組合せを提供しているか、その支援が十分であるかについて質問している。

IASB の作業計画

意見募集において、IASBは過去、現在および将来のテクニカル・アジェンダについて述べている。

前回のアジェンダ・コンサルテーションに係るフィードバック文書は、IASBの作業計画は主要なプロジェクト(収益認識、金融商品、リースおよび保険)、「概念フレームワーク」および基準の維持管理・適用に焦点を当てることが述べられた。さらに、当フィードバック文書では、リサーチ・プログラムの設定が発表された。

IASBは作業計画の重点分野について、予想以上の時間がかかったリースと保険のプロジェクトを除き十分進展があったと結論付けている。しかし、IASBはこれらの2つのプロジェクトについても完成間近であると確信している。

将来、IASBは、リサーチ・プログラムについてリソースの増加する可能性が高いことを見込んでいるが、「概念フレームワーク」のプロジェクトは2017年に見込まれているプロジェクトの完了にともない大幅な減少を見込んでいる。また開示イニシアティブは個別のプロジェクトの最終化にともない、同様に人員の減少が見込まれる可能性がある。IASBは、作業計画の異なる領域にIASBのリソースをどれだけ配分するかを決定する際に考慮すべき要因についてフィードバックを求めている。

見解

第2回の協議は、第1回の協議とは根本的に異なっている。2011年にIASBは、米国のIASBと同等の団体である財務会計基準審議会とのコンバージェンス作業が終わりに近づいていたため、基準の開発方法について大幅な変更を検討していた。IASBはさらに、最初のリサーチ・プログラム形成すべきプロジェクトを識別しようとしていた。2015アジェンダ・コンサルテーション・プロセスは、作業プログラムを修正すべきかどうか、またはどのように修正すべきかについてより重点をおいている。

リサーチ・プロジェクトは、評価段階のプロジェクト、開発段階のプロジェクト、休止中プロジェクトの3つのフェーズに分類される。評価段階のリサーチ・プロジェクトは、財務報告上の問題があるか理解し、どのような追加の対応が必要かを検討するため、実務上の適用論点を識別し評価する。開発段階のプロジェクトは予備的な評価が完了しIASBが追加の調査が必要と決定したプロジ

プロジェクトである。3つ目の分類は休止されたプロジェクトにより構成される。プロジェクトは、IASBが、基準レベルのプロジェクトの必要がないと決定した場合に、休止プロジェクトの区分に分類される。

以下の表は本意見募集から抜粋したものであり、2015年7月31日時点の研究・プログラムの概要を表している。

プロジェクトの段階	プロジェクト名
評価段階	事業の定義
	割引率
	のれんおよび減損
	法人所得税
	汚染物価格設定メカニズム(以前の排出量取引スキーム)
	退職後給付(年金も含む)
	基本財務諸表(以前の業績報告)
	引当金、偶発負債および偶発資産
開発段階	株式に基づく報酬
	共通支配下の企業結合
	開示イニシアティブ 開示原則
	動的リスク管理
	持分法
休止中	資本の特徴を有する金融商品
	採掘活動 / 無形資産 / 研究開発 (R&D)
	外貨換算
	高インフレ

本意見募集では、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の適用に係るプロジェクトは、IFRS解釈指針委員会が多数の論点を託した後、研究・プログラムに追加される可能性がある旨が述べられている。

IASBは、研究・プログラムにプロジェクトを新たに追加すべきか、または既存のプロジェクト(活動中または休止中を問わず)を削除すべきかについて質問している。さらに関係者に対して、研究・プロジェクトを重要性および緊急性の観点からランク付けすることも求めている。

基準レベルのプロジェクトでは、リース、保険および「概念フレームワーク」のプロジェクトが、2015アジェンダ・コンサルテーションの対象期間中に完了することが見込まれている。

以下の表は本意見募集から抜粋したものであり、2015年7月31日時点の主要なプロジェクトについて示している。

デュー・プロセスの段階	プロジェクト名
基準を公表予定	保険契約
	リース
公開草案を公表済み	「概念フレームワーク」
公開草案を公表予定	開示イニシアティブ 会計方針および見積りの変更
	開示イニシアティブ 重要性に関する実務記述書
ディスカッション・ペーパーを公表済み	動的リスク管理
	料金規制活動
ディスカッション・ペーパーを公表予定	開示イニシアティブ 開示原則

IASBは、関係者に対して主要なプロジェクトについてのコメントを募集している。

IASB は、本アジェンダにある維持管理・適用プロジェクトの大半も次回のアジェンダ・コンサルテーションの開始前までには完了する予定であると述べている。

IASB は、現在の作業計画は財務報告の適時な改善を可能にするもので、現在および計画されているリソースで実行可能であり、また活動のレベルを増加させることは、利害関係者がフィードバックを提供し、決定された事項を実行する処理能力を超えてしまうであろうと結論づけている。IASB は、作業計画が、適切なペースかつ原則主義の基準設定に適切な詳細さのレベルでの変更をもたらしているかについてフィードバックを求めている。また作業計画に係る追加コメントも推奨している。

アジェンダ・コンサルテーションの頻度

現行の要求事項では、アジェンダ・コンサルテーションは3年毎の実施を求めている。主要なプロジェクトは通常3年より長い期間を要するため、当該期間は短すぎるとの見解を示すものもある。したがってアジェンダ・コンサルテーションで識別された主要なプロジェクトは、次回のアジェンダ・コンサルテーションが開始された時点でも作業計画に依然として残っていることとなる。したがってIASB は5年間の間隔を導入することを提案し、関係者に対して当該間隔案に同意できるかどうかを質問している。

コメント期間

IASB は協議文書に対して2015年12月31日までにコメントを求めている。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人員は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつ又は複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (又は“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成又は発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。